

(1) 令和6年度 予防接種実施状況について

資料1

予防接種名			対象年齢	令和6年度			前年度比	令和5年度	令和4年度	
				対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)		接種率 (%)	接種率 (%)	
ロタウイルス	1回目		ロタリックス（1価） 出生6週0日～24週0日まで	681	674	99.0%	6.6%	92.4%	92.3%	
	2回目		ロタテック（5価） 出生6週0日～32週0日まで	681	679	99.7%	6.9%	92.8%	92.0%	
	3回目			681	234	34.4%	3.6%	30.8%	24.1%	
	合計			2,043	1,587	77.7%	5.7%	72.0%	69.5%	
B型肝炎	1回目		1歳未満	681	687	100.9%	5.7%	95.2%	94.4%	
	2回目			681	699	102.6%	6.0%	96.6%	93.8%	
	3回目			681	648	95.2%	-2.7%	97.9%	99.1%	
	合計			2,043	2,034	99.6%	3.0%	96.6%	95.8%	
ヒブ	1回目		2か月～5歳未満	681	0	0.0%	-95.5%	95.5%	94.4%	
	2回目			681	63	9.3%	-87.4%	96.7%	93.9%	
	3回目			681	132	19.4%	-78.4%	97.8%	94.7%	
	4回目			681	647	95.0%	-7.9%	102.9%	109.4%	
	合計			2,724	842	30.9%	-67.3%	98.2%	98.1%	
小児用肺炎球菌	1回目		2か月～5歳未満	681	698	102.5%	7.2%	95.3%	94.5%	
	2回目			681	702	103.1%	6.1%	97.0%	93.9%	
	3回目			681	692	101.6%	3.2%	98.4%	94.8%	
	4回目			681	726	106.6%	3.9%	102.7%	109.3%	
	合計			2,724	2,818	103.5%	5.1%	98.4%	98.1%	
BCG			1回	1歳未満	681	685	100.6%	5.4%	95.2%	97.1%
【DPT-IPV-Hib】 5種混合 ・百日せき ・ジフテリア ・破傷風 ・不活化ポリオ ・ヒブ	1 期 初 回	1回	生後3か月から7歳6か月未満	709	691	97.5%	—	—	—	
		2回	生後3か月から7歳6か月未満	709	638	90.0%	—	—	—	
		3回	生後3か月から7歳6か月未満	709	558	78.7%	—	—	—	
	1期追加		生後3か月から7歳6か月未満	709	36	5.1%	—	—	—	
	合計			2,836	1,923	67.8%	—	—	—	
	【DPT-IPV】 4種混合 ・百日せき ・ジフテリア ・破傷風 ・不活化ポリオ	1 期 初 回	1回	生後3か月から7歳6か月未満	709	2	0.3%	-100.3%	100.6%	93.7%
2回			生後3か月から7歳6か月未満	709	68	9.6%	-93.6%	103.2%	93.9%	
3回			生後3か月から7歳6か月未満	709	142	20.0%	-84.4%	104.4%	96.1%	
1期追加		生後3か月から7歳6か月未満	709	767	108.2%	3.3%	104.9%	104.5%		
合計			2,836	979	34.5%	-68.8%	103.3%	97.0%		
【DPT】 3種混合 ・百日せき ・ジフテリア ・破傷風	1 期 初 回	1回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		2回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		3回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	-0.1%	0.1%	0.0%	
	1期追加		生後3か月から7歳6か月未満	709	7	1.0%	-0.5%	1.5%	0.4%	
	合計			2,836	7	0.2%	-0.2%	0.4%	0.1%	
不活化ポリオ	1 期 初 回	1回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
		2回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	-0.1%	0.1%	0.0%	
		3回	生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	-0.1%	0.1%	0.0%	
	追加		生後3か月から7歳6か月未満	709	0	0.0%	0.0%	0.0%	0.2%	
	合計			2,836	0	0.0%	-0.1%	0.1%	0.1%	
【MR】 麻疹風しん混合	1期		生後12か月～生後24か月未 満	790	723	91.5%	-4.0%	95.5%	99.3%	
	2期		5歳以上7歳未満かつ、小学 就学前の1年間	1,049	987	94.1%	-0.8%	94.9%	95.8%	
	合計			1,839	1,710	93.0%	-2.1%	95.1%	97.3%	
水痘	1回目		1歳～3歳未満	790	731	92.5%	-3.6%	96.1%	99.6%	
	2回目		1歳～3歳未満	790	703	89.0%	5.2%	94.2%	85.7%	
	合計			1,580	1,434	90.8%	-4.4%	95.2%	92.7%	

(1) 令和6年度 予防接種実施状況について

資料1

予防接種名				対象年齢	令和6年度			前年度比	令和5年度	令和4年度
					対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)		接種率 (%)	接種率 (%)
日本脳炎	定期接種	1期 初回	1回	生後6か月から7歳6か月未満	920	962	104.6%	-9.4%	114.0%	113.3%
			2回	生後6か月から7歳6か月未満	920	988	107.4%	-6.0%	113.4%	110.2%
			追加	生後6か月から7歳6か月未満	967	1,053	108.9%	-2.2%	111.1%	122.1%
		1期小計（特例を除く）		2,807	3,003	107.0%	-5.8%	112.8%	115.6%	
		2期	9歳以上13歳未満	1,323	1,254	94.8%	-4.1%	98.9%	115.7%	
	1・2期小計（定期接種）				4,130	4,257	103.1%	-5.3%	108.4%	115.6%
	特例措置	1期 初回	1回	①平成7年4月2日から平成19年4月1日生まれかつ20歳未満 ②平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれかつ13歳未満 ※令和4年10月をもって②は年齢に達したため該当者なし。		10				
			2回			13				
			追加			19				
			1期小計（特例）			42				
		2期		1,432	62	4.3%	-2.0%	6.3%	10.4%	
	1・2期小計（特例措置）				1,432	104	7.3%	-1.9%	9.2%	16.8%
	合計 ※（下段は）は対象者数が定められていない特例第1期実施者数を除				5,562	4,361	78.4%	-4.0%	82.4%	89.3%
					5,562	4,319	77.7%	3.9%	81.6%	87.5%
【DT】2種混合	2期	11歳以上13歳未満		1,373	936	68.2%	1.7%	66.5%	69.0%	
ヒトパピローマウイルス	1回目	小学校6年生～高校1年生		661	630	95.3%	30.9%	64.4%	41.5%	
	2回目			661	491	74.3%	31.0%	43.2%	38.0%	
	3回目			661	142	21.5%	-3.8%	25.3%	31.3%	
	定期接種 小計				1,983	1,263	63.7%	19.4%	44.3%	36.9%
	キャッチアップ 1回目	平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれ		7,338	1,559	21.2%	15.0%	6.2%	5.9%	
	キャッチアップ 2回目			7,338	1,232	16.8%	11.0%	5.8%	4.7%	
	キャッチアップ 3回目			7,338	912	12.4%	6.3%	6.1%	2.4%	
	キャッチアップ接種 小計				22,014	3,703	16.8%	10.7%	6.1%	4.3%
	合計				23,997	4,966	20.7%	11.1%	9.6%	7.6%
高齢者インフルエンザ	接種日時点で、①65歳以上の方 ②60～64歳の、心臓・腎臓、呼吸器障害、免疫不全で身体障害者手帳1級の方			57,129	32,402	56.7%	-6.8%	63.5%	64.7%	
高齢者肺炎球菌	接種日時点で、①65歳以上の方 ②60～64歳の、心臓・腎臓、呼吸器障害、免疫不全で身体障害者手帳1級の方			2,133	596	27.9%	-28.7%	56.6%	55.8%	
風しん（第5期）	抗体検査	昭和37年4月2日～昭和54年4月生まれの男性		14,384	578	4.0%	1.1%	2.9%	4.6%	
	予防接種			127	123	96.9%	1.5%	95.4%	102.5%	

※厚生労働省の算定基準に基づき対象者を算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

●任意予防接種一部費用助成制度

予防接種名	対象年齢	令和6年度		令和5年度 助成者数 (人)	令和4年度 助成者数 (人)
		対象者数 (人)	助成者数 (人)		
おたふくかぜ	1歳～3歳未満	1,050	456	606	644
風しん	平成30年12月25日以降に県または市が実施する抗体検査を受け、抗体価が11法で32倍未満、EIA法で8.0未満の方で、ワクチン接種を受けた方		36	21	28
ヒトパピローマウイルス感染症	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた女子で定期接種の年齢を過ぎてから任意で接種を受けた方		1 (3回)	3 (6回)	20 (42回)
帯状疱疹	・接種時に50歳以上の方 ・帯状疱疹に罹患するリスクが高いと考えられる18歳以上の方	93,150	1,020 シングリックス 619 ヒカ 401		

(2) 風しん及び麻しんの定期予防接種〔特例〕に係る対応について

令和7年3月11日付け厚生労働省通知により、麻しん及び風しん混合(MR)ワクチンの偏在等を理由に令和6年度以内に接種できなかった麻しん及び風しんの定期予防接種対象者について、接種期間を2年間延長するとの事務連絡があった。このため、下記のとおり〔特例〕として対応することになる。

1, 対象者

【第1期・第2期】

令和6年度の接種対象者

- ・第1期:令和4年4月2日～令和5年4月1日生まれの方
- ・第2期:平成30年4月2日～平成31年4月1日生まれの方

【第5期】

接種時点で佐倉市民の昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性であって、
令和7年3月31日までに抗体検査を実施した結果、風しんの抗体が不十分な方

※令和7年度以降、抗体検査を実施した方は対象外

2, 接種期間の延長

令和7年4月1日から2年間(令和7年4月1日～令和9年3月31日まで)

3, 実施方法

【第1期・第2期】

- ①市から対象者の保護者宛に案内ハガキを送付(令和7年4月24日に発送)。
- ②医療機関はハガキと生年月日等から対象者であることを確認し、ハガキを回収。
(ハガキを紛失した場合は、回収しなくてもかまわない。)
- ③これまでの予診票の右上に「特例」と目立つように手書きして、予診票を使用。
- ④予防接種の実施
- ⑤委託料の請求時に、ハガキを予診票の左上にホチキス止めをして、市へ提出。

【第5期】

- ①令和7年3月31日までに風しんの抗体検査を実施し、抗体が不十分な方に対し、「佐倉市風しんの第5期定期予防接種対象確認書」と「予診票」を市が発行(令和7年5月2日に発送)。
- ②対象者は、「佐倉市風しんの第5期定期予防接種(特例措置)対象確認書」または「令和7年3月31日までに実施した風しん抗体検査の結果」と「予診票」を持って受診し、予防接種を受ける。
- ③委託料の請求は、定期予防接種と同様
「佐倉市風しん第5期定期接種(特例措置)対象確認書」または「令和7年3月31日までに実施した風しん抗体検査の結果」を予診票に添付。
※請求には、どちらかの添付が必要

4, 実施状況(令和7年4月1日～8月31日の期間)

	特例の 対象者数	接種者数
第1期	48	2
第2期	79	6
第5期	196	15

(3) HPV ワクチンの接種率向上に向けた取り組み状況について

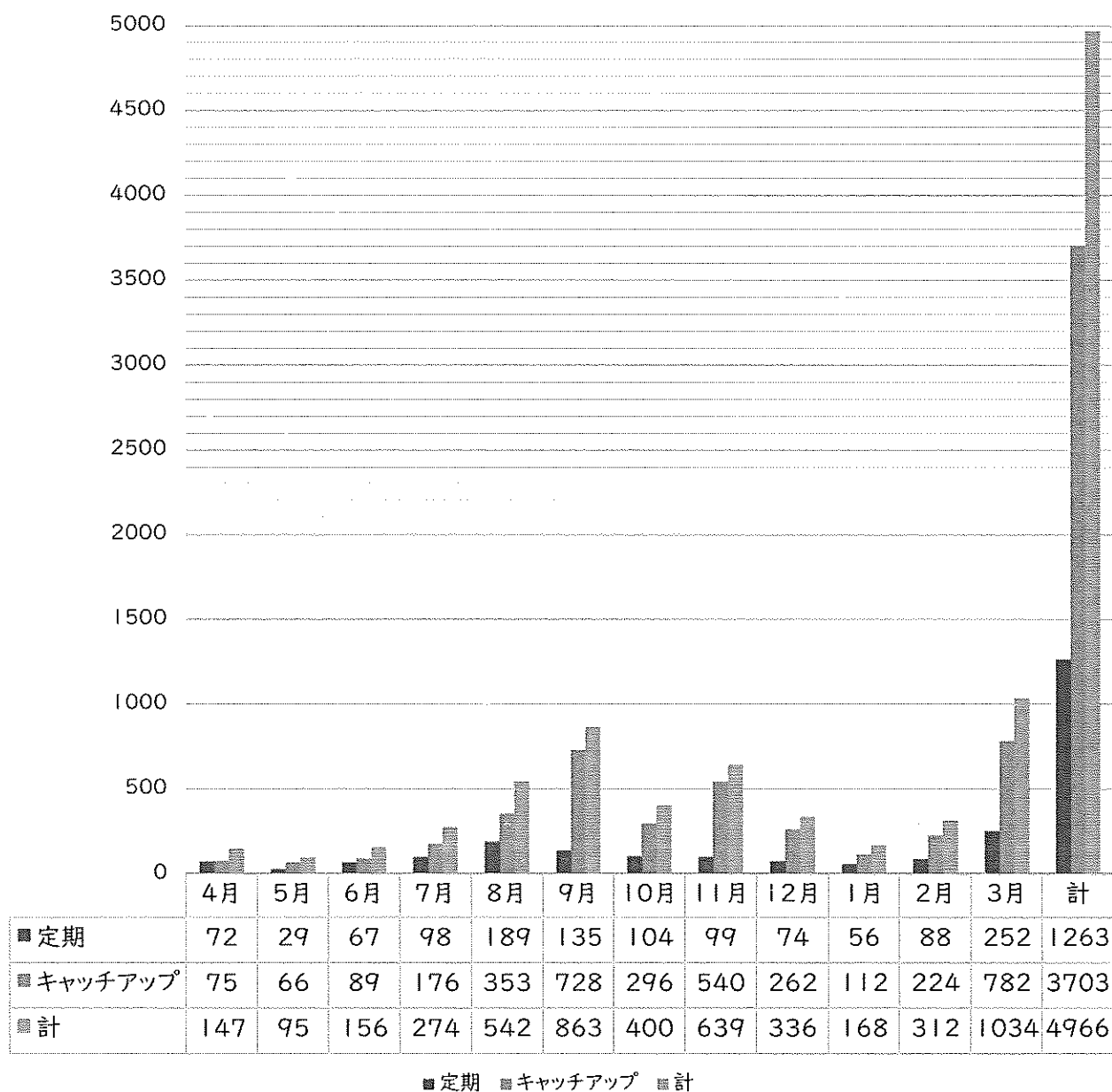
資料 3

①令和 6 年度 啓発の状況

時期	方法	対象	人数
令和 6 年 3 月 22 日	予診票の発送	令和 5 年度の小学 6 年生女子	629
令和 6 年 5 月 24 日	予診票の発送	令和 6 年度の小学 6 年生女子	658
令和 6 年 7 月 8 日	接種勧奨ハガキの送付	高校 1 年生相当の女子	557
令和 6 年 7 月 9 日	接種勧奨ハガキの送付	キャッチアップ接種対象者	6,203
令和 6 年 7 月中旬	ホームページの掲載	高校 1 年生相当の女子 キャッチアップ接種対象者	
令和 6 年 8 月 1 日	こうほう佐倉に 掲載	一般市民	
令和 6 年 8 月 13 日	ホームページ の更新	高校 1 年生相当の女子とその保 護者 キャッチアップ接種対象者	
令和 6 年 9 月 6 日	LINEの送信	高校 1 年生相当とその保護者 キャッチアップ接種対象者	
令和 7 年 2 月 13 日	LINEの送信 (経過措置について)	高校 1 年生相当とその保護者 キャッチアップ接種対象者	
令和 7 年 2 月 17 日	経過措置期間 について、案内ハガキ の送付	高校 1 年生相当とその保護者及 び キャッチアップ接種対象者の内、接 種を完了したくない者	キャッチアップ接種対象者 6,076 定期接種対象者 507
令和 7 年 3 月 10 日	LINEの送信 (経過措置について)	高校 1 年生相当とその保護者 キャッチアップ接種対象者	
計			14,630

②令和6年度 HPVワクチンの接種率の状況

令和6年度 HPVワクチン接種回数



(4) 带状疱疹ワクチン予防接種費用の一部助成の状況について

带状疱疹ワクチン費用助成実績（令和7年8月31日時点）

（人）

	シングリックス	ビケン	合計
4月	47	20	67
5月	31	27	58
6月	42	47	89
7月	59	33	92
8月	80	17	97
合計	259	144	403

【費用助成額】

シングリックス：1回 5,000円を上限（2回まで）

ビケン：1回 2,000円を上限（1回のみ）

接種可能な市内医療機関：35医療機関

定期予防接種実績（令和7年8月31日時点）

（人）

	シングリックス	ビケン	合計
5月	273	162	435
6月	283	152	435
7月	451	139	590
8月	403	103	506
合計	1,410	556	1,966

【自己負担額】

シングリックス：1回 10,000円

ビケン：1回 4,000円

接種可能な市内医療機関：35医療機関

(5) 令和7年度高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症の 定期予防接種について

変更事項

1. 接種期間・対象者

<高齢者インフルエンザ>

期 間：令和7年10月1日～令和8年1月31日

対象者：①接種日時点で65歳以上の方（誕生日が昭和36年1月1日以前の方

（※誕生日が昭和36年1月2日以降の方は対象外です。）

②60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

<新型コロナウイルス感染症>

期 間：令和7年10月1日～令和8年3月31日

対象者：①接種日時点で65歳以上の方（誕生日が昭和36年4月1日以前の方）

②60～64歳で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者

2. 予約について

高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期予防接種の予約については、各医療機関様でご対応をお願いします。

3. 予診票の発送について

高齢者インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症定期予防接種の予診票及びご案内を9月12日に発送しました。

4. 委託料について

委託料及び被接種者については以下のとおりとなります。なお、定期接種期間外に接種した場合は、定期接種の対象となりませんので、ご留意ください。

<高齢者インフルエンザ>

<委託料>	負担金あり⇒	3,543円
	負担金なし⇒	5,343円
<被接種者の自己負担額>		1,800円

<新型コロナウイルス感染症>

<委託料>	負担金あり⇒	3,941円
	負担金なし⇒	15,741円
<被接種者の自己負担額>		11,800円

5. 新型コロナウイルス感染症定期予防接種の契約について

新型コロナウイルス感染症の委託料等を追加した変更契約を行い、契約書の写しを送付させていただきました。

6. 新型コロナウイルス感染症ワクチンの種類・メーカー等について

厚生労働省から別添のとおり示されています。



予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第1回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年6月27日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)の概要

改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 感染症発生・まん延時における保健・医療提供体制の整備等【感染症法、地域保健法、健康保険法、医療法等】

(1) 感染症対応の医療機関による確実な医療の提供

- ① 都道府県が定める予防計画等に沿って、都道府県等と医療機関等間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保等に関する協定を締結する仕組みを法定化する。加えて、公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院に感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付ける。あわせて、保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとする。また、都道府県等は医療関係団体に協力要請ができることとする。
- ② 初動対応等を行う協定締結医療機関について流行前と同水準の医療の確保を可能とする措置（流行初期医療確保措置）を導入する（その費用については、公費とともに、保険としても負担）。また、協定履行状況の公表や、協定に沿った対応をしない医療機関等への指示・公表等を行うことができることとする。

(2) 自宅・宿泊療養者等への医療や支援の確保

- ① 自宅療養者等への健康観察の医療機関等への委託を法定化する。健康観察や食事の提供等の生活支援について、都道府県が市区町村に協力を求めることとし、都道府県と市区町村間の情報共有を進めることとする。さらに、宿泊施設の確保のための協定を締結することとする。
- ② 外来・在宅医療について、患者の自己負担分を公費が負担する仕組み（公費負担医療）を創設する。

(3) 医療人材派遣等の調整の仕組みの整備

- 医療人材について、国による広域派遣の仕組みやDMAT等の養成・登録の仕組み等を整備する。

(4) 保健所の体制機能や地域の関係機関の連携強化

- 都道府県と保健所設置市・特別区その他関係者で構成する連携協議会を創設するとともに、緊急時の入院勧告措置について都道府県知事の指示権限を創設する。保健所業務を支援する保健師等の専門家（IHEAT）や専門的な調査研究、試験検査等のための体制（地方衛生研究所等）の整備等を法定化する。

(5) 情報基盤の整備

- 医療機関の発生届等の電磁的方法による入力を努力義務化（一部医療機関は義務化）し、レセプト情報等との連結分析・第三者提供の仕組みを整備する。

(6) 物資の確保

- 医薬品、医療機器、個人防護具等の確保のため、緊急時に国から事業者へ生産要請・指示、必要な支援等を行う仕組みを整備する。

(7) 費用負担

- 医療機関等との協定実施のために都道府県等が支弁する費用は国がその3/4を補助する等、新たに創設する事務に関し都道府県等で生じる費用は国が法律に基づきその一定割合を適切に負担することとする。

2. 機動的なワクチン接種に関する体制の整備等【予防接種法、特措法等】

- ① 国から都道府県・市区町村に指示する新たな臨時接種類型や損失補償契約を締結できる仕組み、個人番号カードで接種対象者を確認する仕組み等を導入する。
- ② 感染症発生・まん延時に厚生労働大臣及び都道府県知事の要請により医師・看護師等以外の一部の者が検体採取やワクチン接種を行う仕組みを整備する。

3. 水際対策の実効性の確保【感染症法】

- 検疫所長が、入国者に対し、屋中等での待機を指示し、待機状況について報告を求める（罰則付き）ことができることとする。等
このほか、感染症法の平成30年改正の際に手続する必要がある同法第6条の5第4項の規定等について所管の規定の整備を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、1の(4)及び2の①の一部は公布日、1の(4)及び(5)の一部は令和5年4月1日、1の(2)の①の一部及び3は公布日から10日を経過した日等）

予防接種法の改正概要

第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

2022(令和4)年 9月2日

資料2
改

(1) 臨時接種類型の見直し等

- ・疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に、厚生労働大臣が都道府県知事又は市区町村長に指示し、臨時接種を行う類型を設ける。住民の生命・健康に重大な影響を与える疾病に係る臨時接種の費用負担は全額国負担とする。
- ・その他、円滑な接種の実施、ワクチンの確保等のための所要の措置を講ずるための規定を設ける。

(2) 予防接種事務のデジタル化等

【オンライン対象者確認の導入】

- ・医療保険におけるオンライン資格確認と同様に、個人番号カードによる接種対象者の確認の仕組みを導入する。

【予防接種データベースの整備】

- ・予防接種の有効性及び安全性の向上を図るための調査・研究を行うため、自治体の予防接種の実施状況及び副反応疑い報告に係る情報を含む匿名予防接種データベースの整備し、医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）等との連結解析を可能とする。
- ・匿名予防接種データベースの情報の大学、研究機関等への提供に関する規定（情報利用者の情報管理義務等）の整備を行う。

8

(2) - 1 予防接種事務のデジタル化等

第36回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会

2022(令和4)年 9月2日

資料2

現状

- ① 予防接種実施事務について
 - ・自治体は紙の予診票や接種券を接種対象者に送付。
 - ・医療機関（接種会場）は費用請求のため紙の予診票及び請求書を市区町村に送付。
 - ・自治体が紙の予診票をもとに予防接種台帳に接種記録を入力。
- ② 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究について
 - ・厚生労働省は、自治体の実施する予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を把握できない。
 - ・予防接種の有効性・安全性に関する調査のための情報基盤がない。

改正後

- ① 予防接種実施事務の効率化
 - ・医療機関が個人番号カードを用いたオンライン対象者確認を実施するなど、予防接種事務をデジタル化。
 - ・オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、自治体の接種記録の管理、自治体及び医療機関の費用請求・支払事務の効率化
- ② データベースの構築による効率的・効果的な調査・研究を可能とする
 - ・自治体は予防接種の実施状況（接種対象者の接種の有無等）を厚労大臣に報告しなければならないこととする（オンライン対象者確認・オンライン費用請求により、上記の報告を効率化）。
 - ・予防接種の実施状況・副反応疑い報告の匿名データベース（予防接種データベース）を整備。NDB等との連結も可能に。
 - 予防接種の有効性・安全性に関する調査・研究の充実。

9

デジタル化の概要

【接種対象者】予診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。

接種勧奨の通知をスマートフォンで受け取ることができる。また、過去の接種記録を参照できる。

里帰り出産等の例外的な住所地外接種を希望する方の事前申請等の現在の手続きが不要となる。

【医療機関】 電子的に過去の接種記録の確認や接種間隔等をシステムでチェック可能となり、間違い接種防止に繋がる。

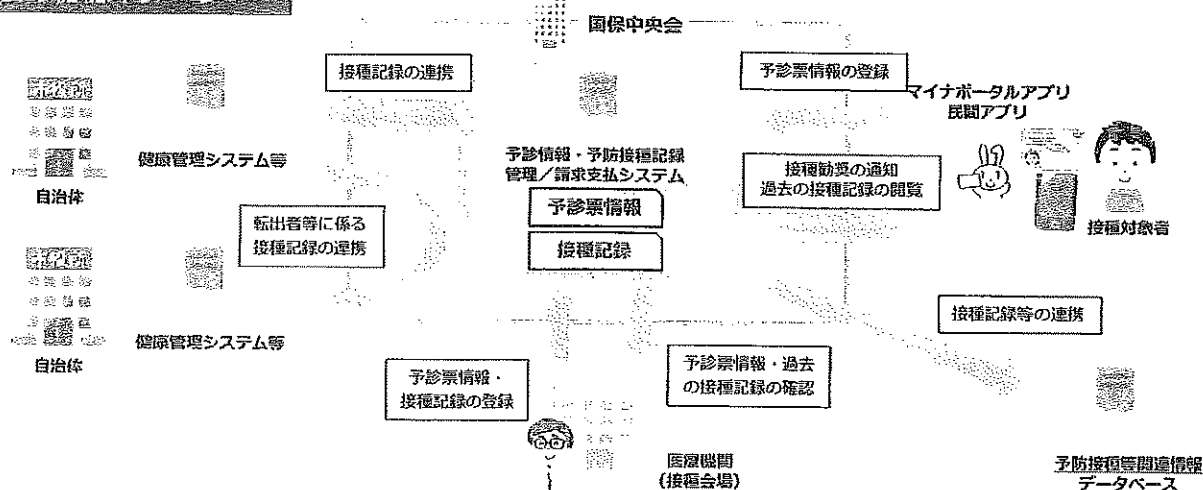
接種記録を電子的に登録することができ、**市区町村に紙の予診票や請求書の送付が不要**になる。

【市区町村】接種対象者のスマートフォンにデジタル予診票や接種勧奨のお知らせを送付できる。

医療機関が電子的に登録した接種記録が市区町村に連携され、接種記録のシステムへの入力が必要となる。

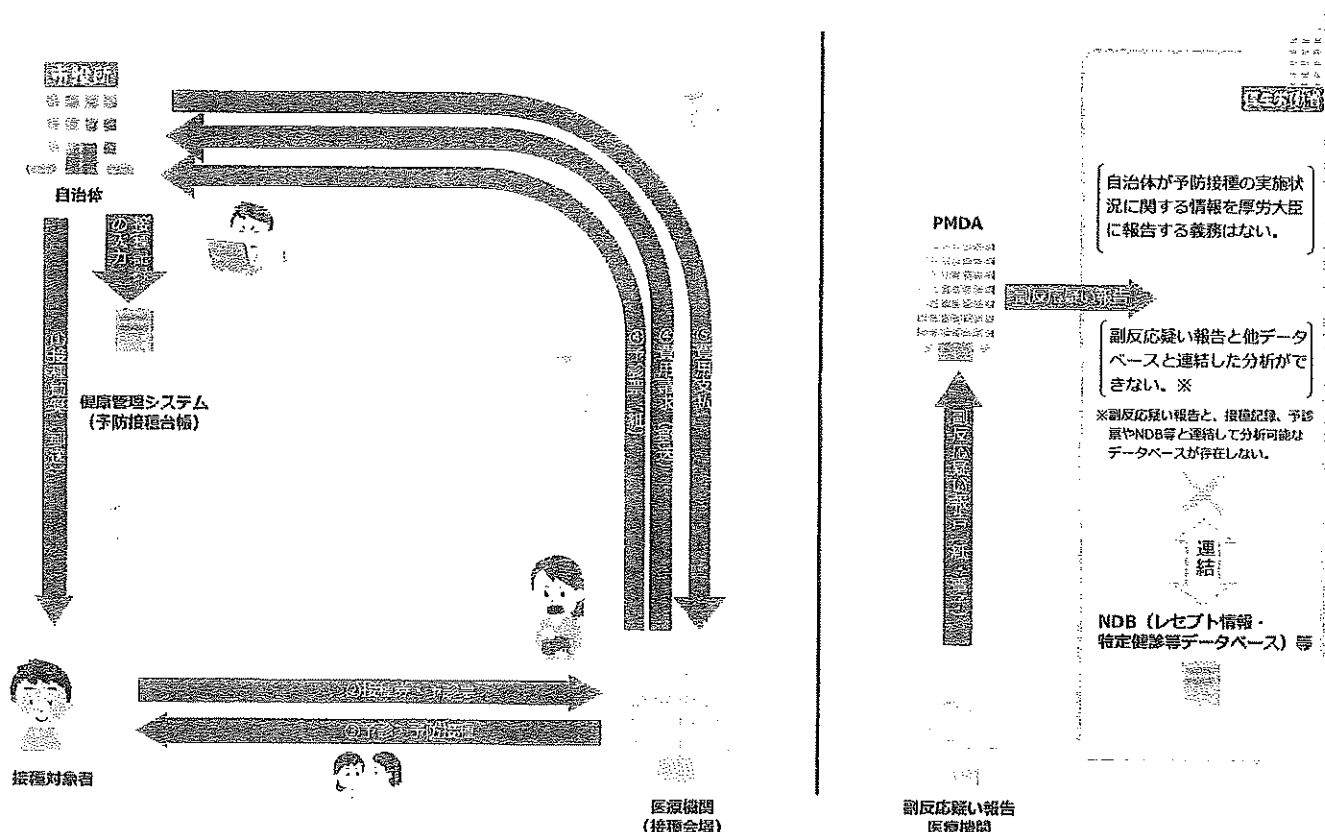
転出入があった場合でも、市区町村間で連携して住民の過去の接種記録を閲覧できる。

システムの機能イメージ

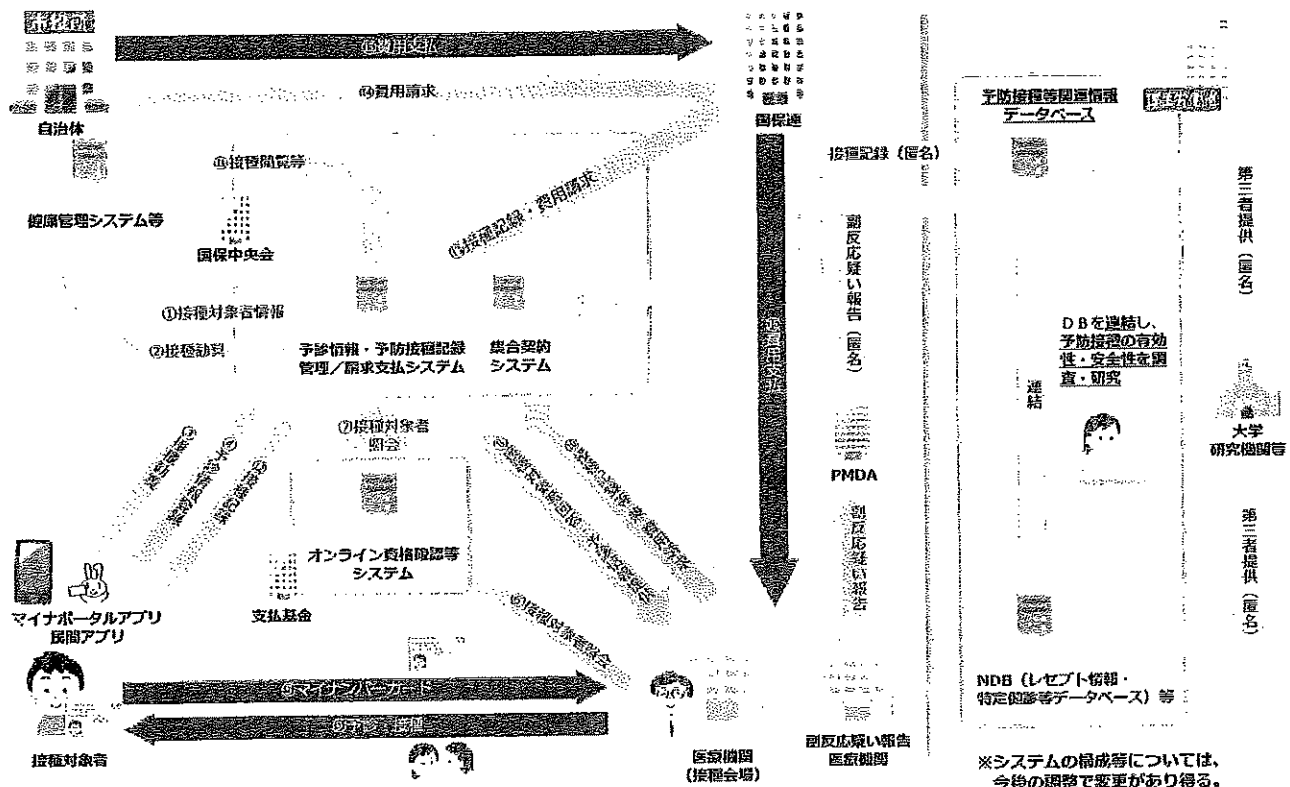


10

予防接種事務の運用フロー全体概要 1/2
-現状の紙ベースの運用



予防接種事務の運用フロー全体概要 2/2 -デジタル化後の運用（将来像）



12

予防接種事務デジタル化の対象となる業務

※これ以降、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムを「予予・請求システム」と呼称する。

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
A	予防接種対象者の登録・通知	- 市区町村は、健康管理システム等を利用し、住民情報及び予防接種に係る必要な情報※を登録する。 ※マイナナンバー、予防接種対象者番号等 - 市区町村は、予予・請求システムを利用し、予防接種対象者又はその保護者へ勧奨を行う。	健康管理システム マイナポータル 医療保険者等向け中間サーバー等 予予・請求システム	市区町村 国保連合会 国保中央会 支払基金 デジタル庁
B	予診票の記入・提出	予防接種対象者又はその保護者は、マイナポータルを利用し、予診票への回答、又は紙の予診票への記入を行う。	マイナポータル 予予・請求システム	国保連合会 国保中央会 デジタル庁
C	医師による予診・接種	- 予防接種対象者又はその保護者は、マイナナンバーカードを提示し、オンライン資格確認等システムを通じて、本人確認を行う。 - 医療機関職員は、民間アプリや医療機関内システムを利用し、予診情報、過去の接種記録等を閲覧し、予防接種の資格確認を行う。 - 医師は、予防接種対象者又はその保護者の同意に基づき、予防接種を実施する。 - 医師又は医療機関職員は、民間アプリや医療機関内システムを利用し、予予・請求システムに予診情報及び予防接種記録情報を登録する。 - 医療機関で自己負担が発生するワクチンの場合、医療機関職員は民間アプリや医療機関内システムを利用し、請求金額を確認の上、予防接種対象者より費用を徴収する。	オンライン資格確認等システム 予予・請求システム	医療機関 国保連合会 国保中央会 支払基金 デジタル庁
D	請求・支払	- 市区町村は、予予・請求システムを利用し、医療機関が登録した予診情報及び予防接種記録情報を照会する。 - 市区町村は、予予・請求システムを利用し、予防接種記録情報を審査し、審査結果を登録する。 - 国保連合会は、市区町村による審査済の予防接種記録情報を基に請求書を作成し、市区町村へ請求を行う。 - 国保連合会は、市区町村からの支払財源を基に医療機関へ支払いを行う。	予予・請求システム	市区町村 国保連合会 国保中央会

14

予防接種事務デジタル化対象となる業務

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
E	予防接種DBへの連携	・予防接種DBでは、匿名化した住民情報、予診情報、予防接種記録情報、副反応疑い報告情報等を収集し、管理する。 ・第三者提供等に係る依頼に基づき、予防接種等関連情報の抽出及び提供を行う。	予予・請求システム オンライン資格確認等システム 履歴照会回答システム VDB連携システム 予防接種DB	厚生労働省 国保連合会 国保中央会 支払基金 PMDA
F	集合契約	・接種委託先委任契約について、委託先となる医療機関は取りまとめ団体に契約を委任する。 ・接種委託元委任契約について、委託元である市区町村は取りまとめ団体に契約を委任する。 ※支払事務の委託契約は集合契約システムで取り扱わず、システム外で行う。	集合契約システム	医療機関 国保連合会 国保中央会 市区町村
G	副反応報告書 ・令和8年6月リリースの対象外 ・時期、方針は検討中	・医療機関に来院した患者は、マイナンバーカードを提示し、資格確認を行う。 ・医師又は医療機関職員は電子カルテ等を利用し、報告を行うシステム等、予防接種に係る副反応疑い報告を登録する。	特設受付システム等 医療機関利用・資金決済システム（報告システム） オンライン資格確認システム	医療機関 PMDA

15

予防接種事務デジタル化対象となる業務

#	業務	業務概要	関連システム	対応主体
H	その他	・住民又は市区町村は、予防接種記録の公表情報を閲覧する。 ・住民は、マイナポータルを利用して予防接種済証のダウンロードを行う。マイナポータルを利用できない住民は、市区町村へ依頼し、<u>市区町村</u>は、健康管理システム又は予予・請求システムを利用して予防接種済証を発行する。 ・市区町村は、母子保健情報、自治体検診情報を予予・請求システムへ連携する。 ・厚生労働省は、人口動態調査オンライン報告システムから媒体で受領した死亡情報を、予防接種DBに登録する。 ・間違い接種等により費用精算済の接種が過誤と判断された場合、接種事実に基づく接種記録の修正を行い、再度請求を行う事で、正しく精算する。 ・市区町村は、健康管理システムから自治体中間サーバーへ予防接種記録情報を連携する。	健康管理システム 予予・請求システム マイナポータル 予防接種DB 自治体中間サーバー	市区町村 国保連合会 国保中央会

16

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第2回

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 予防接種課

令和7年6月30日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1.

2.

3.

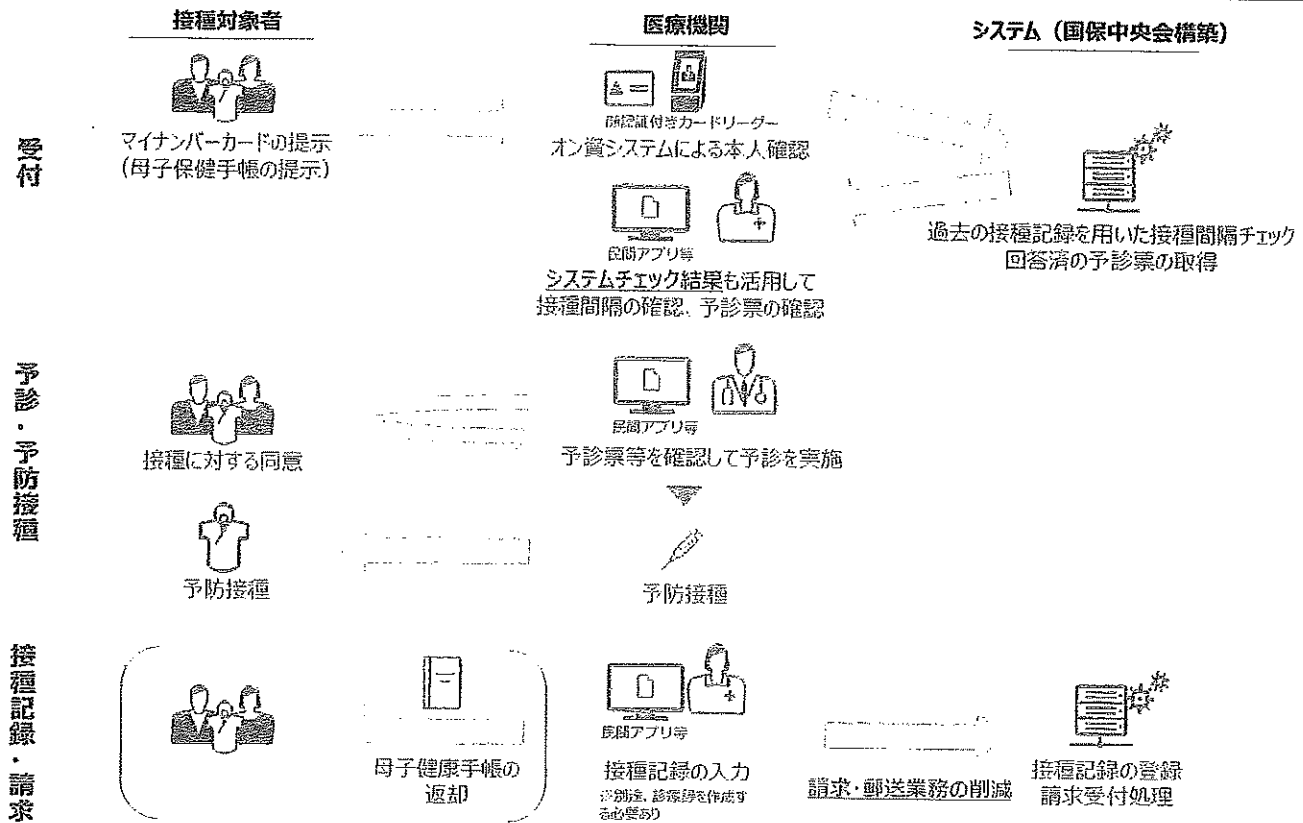
4.

5. 予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン

6.

7.

令和8年度以降のデジタル化後の医療機関における業務イメージ

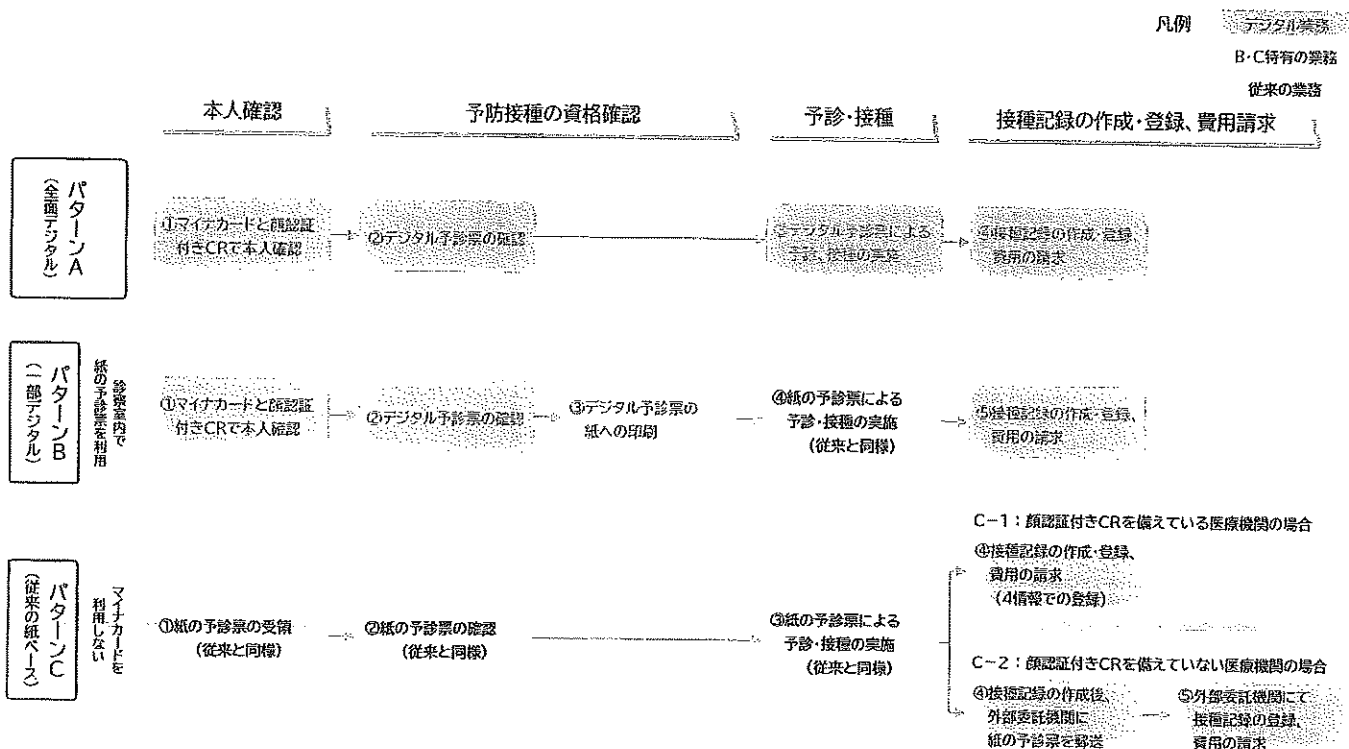


19

予防接種事務デジタル化に係る医療機関業務のパターン整理

※ 現時点のイメージ

デジタル化後の医療機関における主な業務パターンは以下のとおり。今後、各自治体において医療機関とデジタル化の検討を行う際に、ご活用いただきたい。



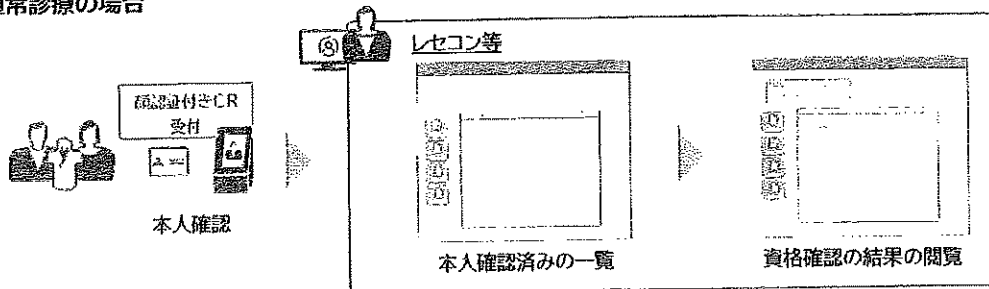
医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

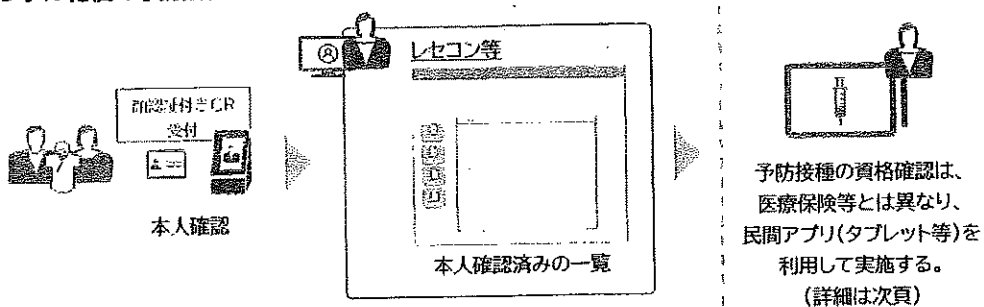
① 本人確認

本人確認は、医療保険等と同様にマイナンバーカードと顔認証付きカードリーダーにより実施する。予防接種の資格確認は別途実施する（後述）。

通常診療の場合



デジタル化後の予防接種の場合



※「民間アプリ」

現在先行実施で利用している民間事業者が開発したアプリ。予予・請求システムとの情報連携の仕様(入出力する情報の項目等)は国において示しており、それに準拠しているもの。
民間アプリと予予・請求システムとの間は、セキュリティを担保したインターネットを利用しており、医療機関内のオン資と接続するためのオン請求NWは利用しない。

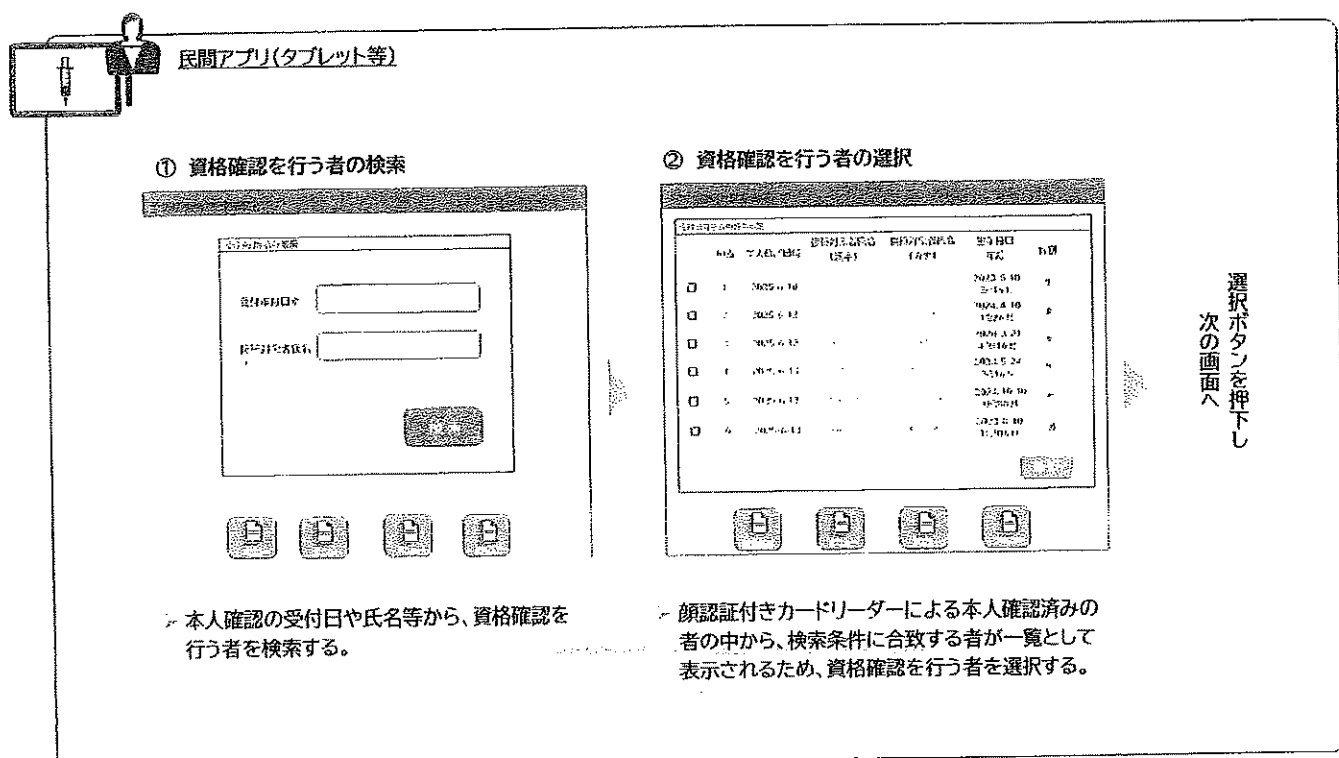
21

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

② 予防接種の資格確認（1）

本人確認済みの者の一覧の中から、予防接種の資格確認を行う者を選択する。



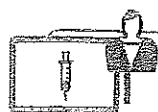
22

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

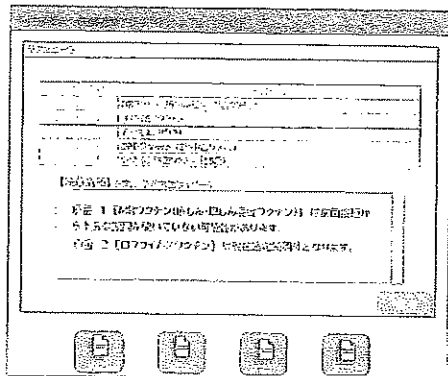
② 予防接種の資格確認（2）

表示される予防接種の資格情報に留意の上、予診票の受付（＝予診票の受領）を行い、予診票の回答内容や過去の接種履歴の確認を行う。



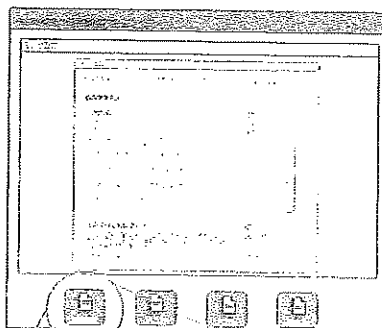
民間アプリ(タブレット等)

③ 予診票の受付

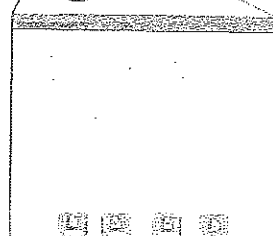


- 選択した者が予診票の回答を完了している予防接種の一覧が表示される。
※ 予診票の回答は事前にマイナポータルで行われている。
- 一覧には、予防接種の資格情報に関する注意事項(対象期間外の場合や未受済の接種期間等)も表示される。
- 予防接種の一覧の中から、その日に予診・接種を実施するワクチンを選択して、予診票の受付（＝予診票の受領）を行う。

④ 予診票の表示



➢ 予診票の回答内容を確認する。



- 過去の接種履歴の閲覧も可能。
- ※ ただし、過去の全ての記録が保管されているわけではないため、当面は母子健康手帳の記録も併せて行うことが必要。

23

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

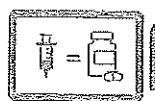
③ 予診・接種

ワクチン情報を民間アプリに読み込んでシステムチェックを行った後、デジタル予診票を用いて予診を行い、接種を実施する。

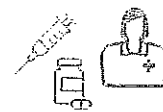
① ワクチン情報の確認、予防接種の準備



- ワクチン情報のバーコードを民間アプリに読み込む。



- 読み込んだワクチンと予定している予防接種との一致確認や、ワクチンの有効期限等をシステムでチェックする。

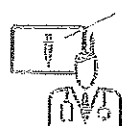


- チェック結果等に基づき、接種の準備を行う。

② デジタル予診票を用いての予診



- デジタル予診票を確認しながら、予診を実施する。



デジタル予診票

③ 接種



- 接種可否を判断した後、接種を実施する。



24

医療機関業務のパターンA（全面デジタル）

※ 現時点のイメージ

④ 接種記録の作成・登録、費用請求

接種記録を民間アプリから登録することにより、費用の請求処理を自動的に実施する。（従来の予診票とりまとめや郵送は不要になる。）

現行

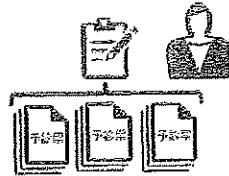
① 接種記録の作成

- 紙の予診票の下段に、接種年月日、ワクチン名、Lot番号、接種量等を記載する。



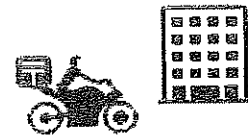
② 請求書(予診票)のとりまとめ

- ワクチンの種類ごとに束ねて、件数(枚数)を数えて記録し、予診票の複製(コピー)を管理しておく。



③ 請求書(予診票)の提出

- とりまとめた予診票を請求先の自治体に郵送する。



予防接種デジタル化後

① 接種記録の作成・登録

- 民間アプリに事前に入力されているワクチン名、Lot番号等を確認の上、接種量を入力して、記録登録ボタンを押下する。



※ 現行の②③の作業は不要となる。

- ①の登録情報に基づき、予予システム側で請求処理を実施する。

- ✓ 登録した接種記録は、民間アプリで修正可能。

- ✓ デジタル予診票の内容も、民間アプリで閲覧可能。

- ✓ 請求件数等の費用請求・支払に関する記録は、医療機関内のオン請求NWに接続している端末を用いて予防接種サイトにアクセスすることにより閲覧可能。

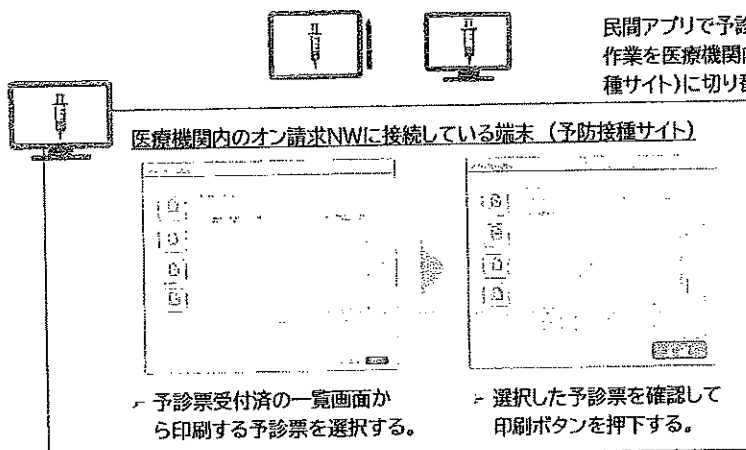
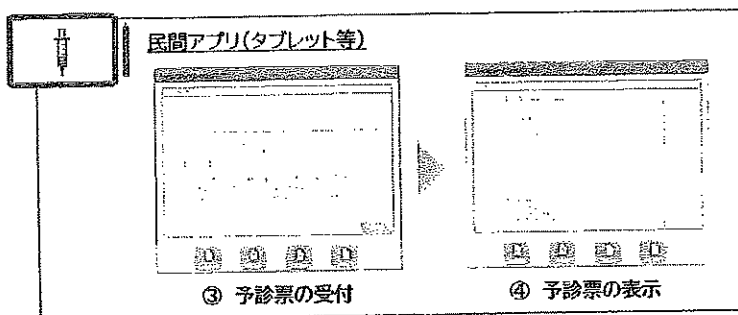


25

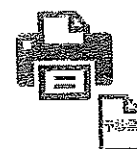
医療機関業務のパターンB（一部デジタル） ※ デジタル予診票を紙に印刷する場合

※ 現時点のイメージ

医療機関内において紙の予診票の利用を希望する場合には、受け付けたデジタル予診票をもとに印刷して、紙の予診票（写し）に変換する。



民間アプリで予診票の受付(=予診票の受領)を行った段階で、作業を医療機関内のオン請求NWに接続している端末(予防接種サイト)に切り替える。



- プリンターから紙の予診票（写し）を印刷する。

紙の予診票（写し）を用いて予診を実施

26

医療機関業務のパターンC（従来の紙ベース） ※マイナンバーカードを利用しない場合

※現時点のイメージ

マイナンバーカードを利用しない場合など、従来の紙の予診票を用いた接種については、下記のいずれかの方法により登録・請求を行う。

本人確認 ～ 予診・接種

接種記録の作成・登録、費用請求

本人確認から予診・接種までは、紙の予診票を用いた従来の業務どおり。



紙予診票

C-1：顔認証付きカードリーダーを備えている医療機関の場合

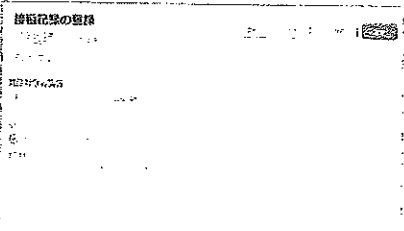


医療機関内のオン請求NWに接続している端末
(予防接種サイト)

➤ 接種記録情報や被接種者の4情報(氏名、住所、生年月日、性別)を入力して、記録登録ボタンを押下する。

✓ 登録情報に基づき、請求処理を予予・請求システム側で実施するため、紙の予診票のとりまとめ等は不要。

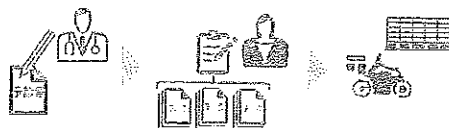
✓ 4情報に関しては、登録を受けた市区町村において、適切な対象者との紐付けを行う。



C-2：顔認証付きカードリーダーを備えていない医療機関の場合

➤ 現行の業務(下記①～③)を実施する。ただし、③の郵送先は、自治体ではなく外部委託機関となる。

- ① 接種記録の作成
- ② 請求書(予診票)のとりまとめ
- ③ 請求書(予診票)の郵送(⇒ 外部委託機関)



外部委託機関の
インターネット接続端末
(※遅くとも令和9年度までに環境整備)

➤ 紙の予診票に記載されている内容をもとに、接種記録情報等を入力して、記録登録ボタンを押下する。

27

 厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第3回

厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課
令和7年7月4日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
6. 先行実施の状況報告
- 7.

参考情報

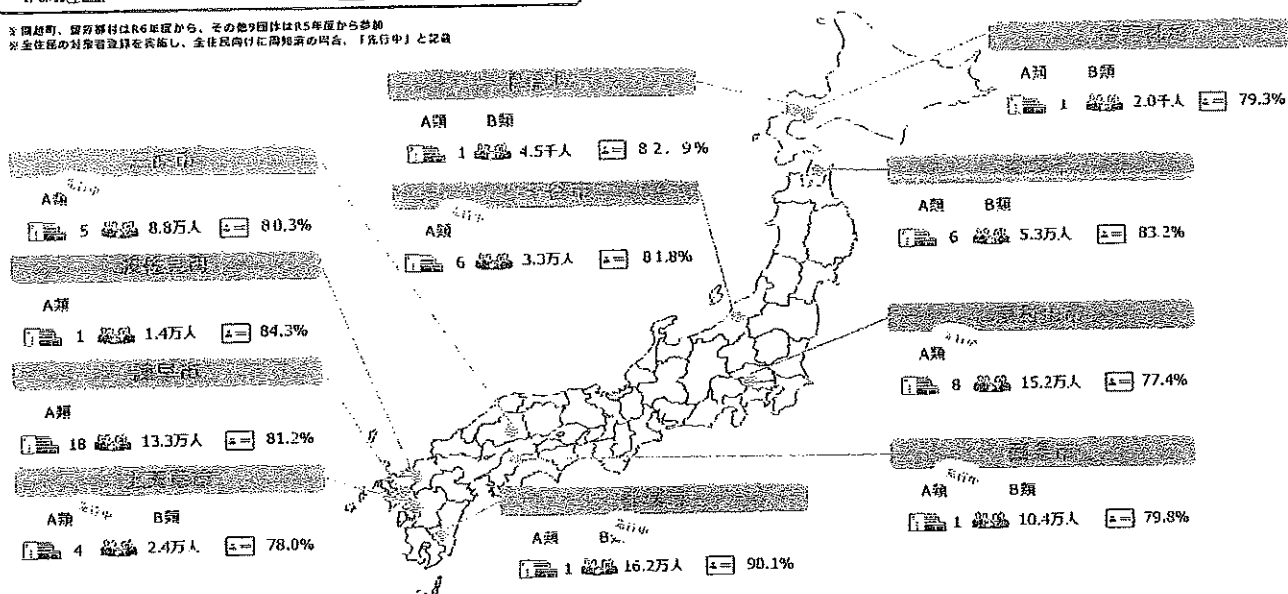
先行実施のR7年度参加自治体

R5年度のデジタル庁「医療費助成・予防接種・母子保健に係る情報連携の実証事業」から先行実施に取り組んでおり、現在、全国の11自治体にご協力いただいて予防接種のデジタル化を先行実施している。

※以下にお示しする先行実施中の自治体に対して個別に問合せを行うことはご遠慮願います。先行実施に関するお問合せは、都道府県経由で厚生労働省予防接種課（yoboseshu@mhlw.go.jp）までお願いします。

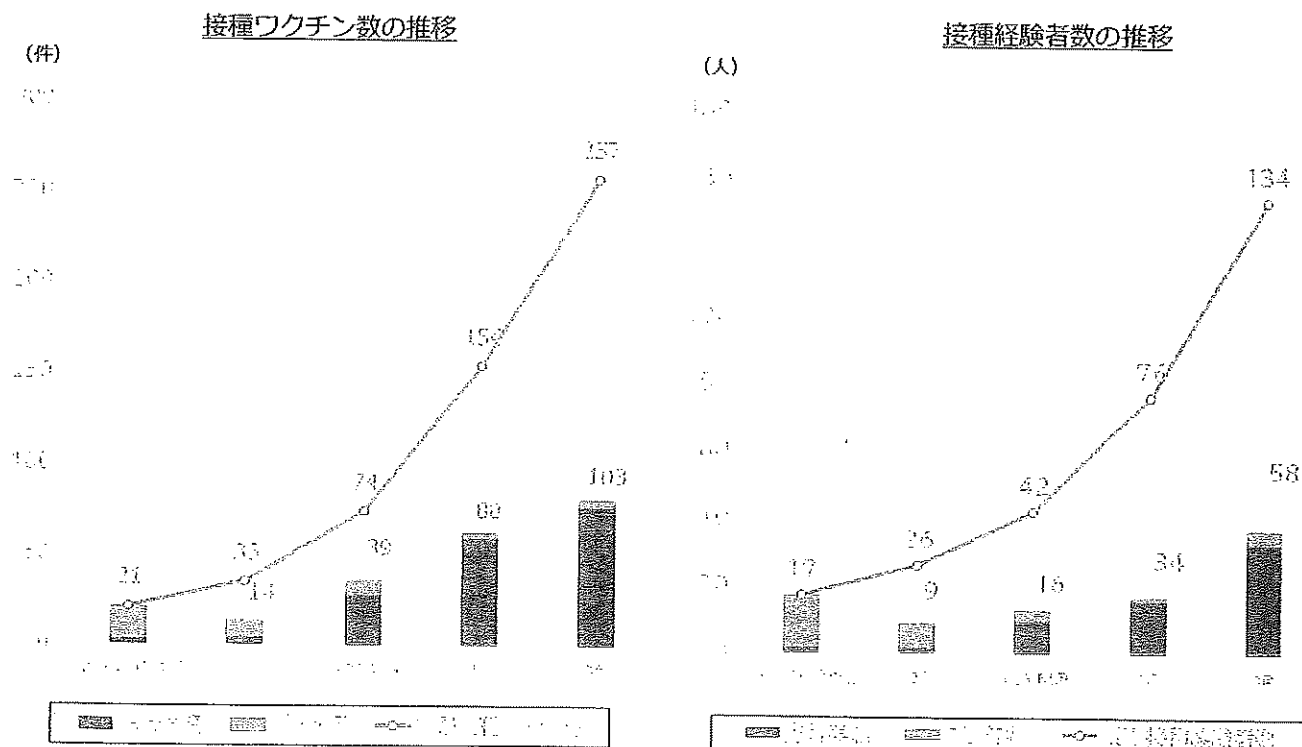
（凡例）：協力医療機関数 ：人口 ：マイナンバーカード保有率

※ 国・自治体、関係機関はR6年度から、その他9団体はR5年度から参加
※ 全住民の対象者登録を実施し、全住民向けに周知案内の掲載、「先行中」と記載



R6年度の先行実施の実施件数

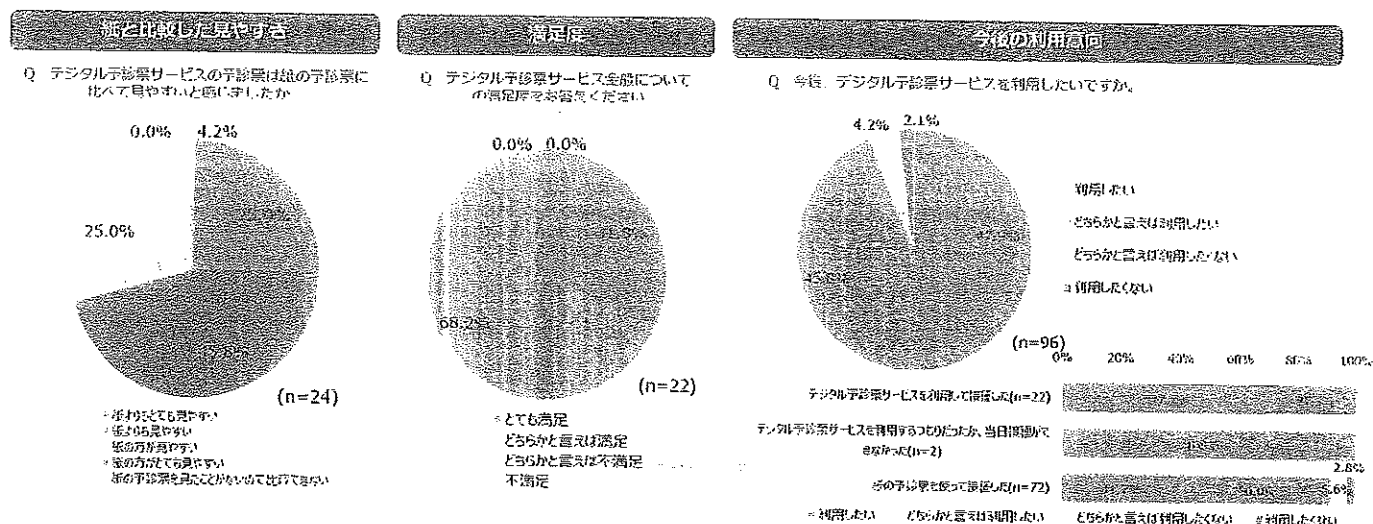
R6年度においては、257件（134名）の予防接種について、デジタルにより実施された。



35

被接種者（A類定期）の保護者向けアンケートの結果概要

- 有効回答96件のうち、24人がデジタル予診票サービスを利用して接種した・する予定であった。
 - 利用した人の約7割が、紙よりもデジタルの方が見やすいと感じている。
 - 紙の予診票を使って接種した人も含め、9割以上の人々が、今後、デジタル予診票サービスを利用したいと考えている。
- ※ なお、B類定期の被接種者に関しては、令和6年度中はn数が少なかったため、結果のとりまとめを行っていない。



広島県三原市 医療法人リーベリーみはらこどもクリニック (旧称：木原こどもクリニック) インタビュー結果

●先行実施参加の経緯

- 市からの話を受けて、住民、接種者、医療機関のいずれにとってもメリットがあり、協力しない理由はなかった
- 接種実績の集計や報告のために、読み合わせなどで非常に労力がかかっていたため、先行事業から協力し、その他の業務にも慣れようと考えた

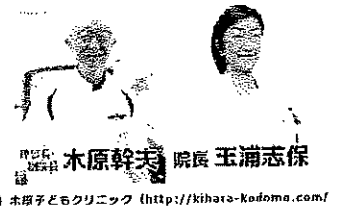
●住民への協力依頼・周知広報

- EPARKのシステムから予約を受け付けており、予約画面のトップに「デジタル希望」というボタンを追加し、デジタルの方が来院することを事前に確認できるようにした
- また、予約画面に、持ち物やマイナポータル上で予診票入力が必要であることも追記するなど順次工夫している
- 市ではリーフレットやホームページでの周知をしてくれているが、本事業に関してはホームページの周知が効果的と思われる
- プレ先行実施時にマスメディアの取材を受けNHKローカルの6時台のニュースで取り上げてもらった。先行実施までにだいぶ時間が空いてしまったため、もう一度メディアに取り上げてもらえるとさらに拡散すると思う
- マイナンバーカードやマイナポータルにマイナスイメージを持たれている風潮があるように感じるが、小児科の対象者はアマホ世代で、デジタルやマイナンバーカード、マイナポータルに抵抗を感じる人は少ない。小児科では、こうした風潮を払しょくする役割を担っていると考えている
- 本事業に限らず、紙との併用を許してしまうとデジタル化がなかなか普及しないが、紙かデジタル化、という二者択一ではなく、それぞれの良さを含める方法もあって良い

●事業への要望

- ワクチン情報を読みとるバーコードリーダーに関しては、改善の余地があると考え

(注意) 医療法人リーベリーみはらこどもクリニックさんへの直接のお問合せはご遠慮ください



出所) 木原こどもクリニック (http://kihara-kodomo.com/)

出所) 木原こどもクリニック
(https://ssl.idoc.jp/reserve/subjectlist/index/cid/m9125754?SITE_CODE=hp)

厚生労働省
ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

予防接種事務デジタル化に係る自治体説明会

令和7年度第4回

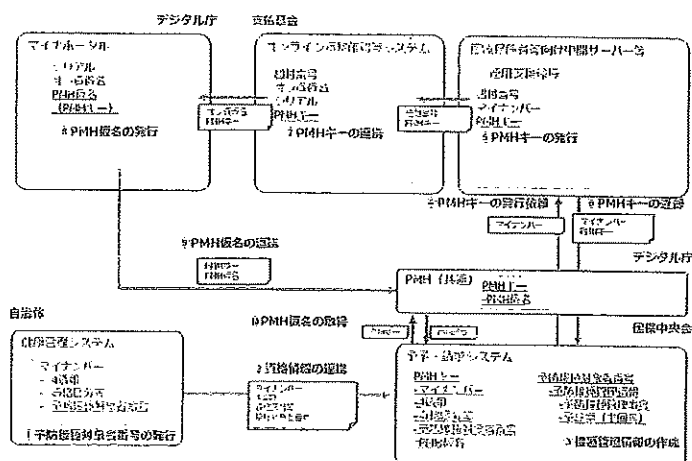
厚生労働省 健康・生活衛生局
感染症対策部 予防接種課
令和7年7月15日

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.
- 6.
7. データの流れについて
- 8.

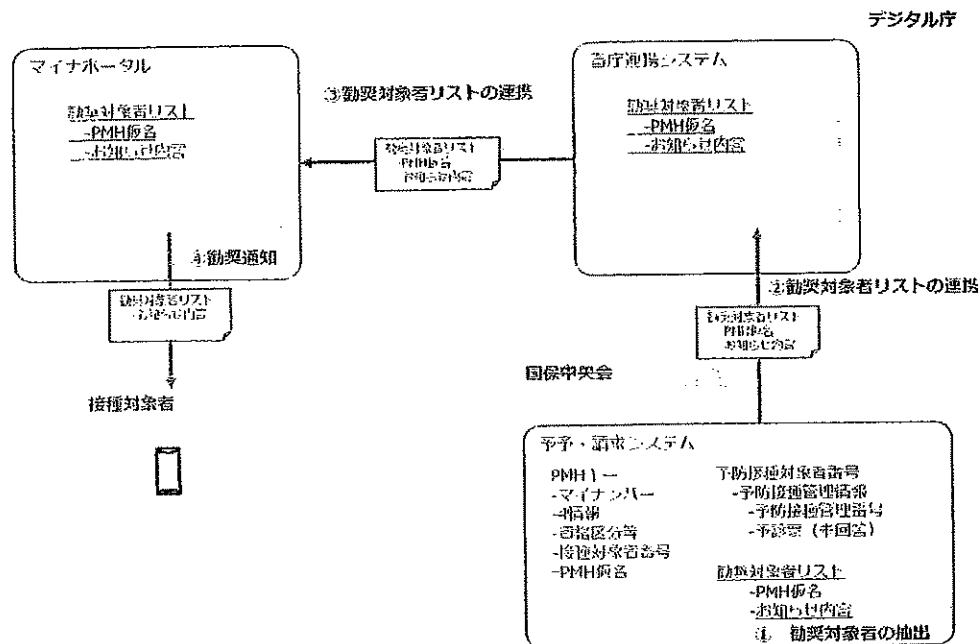
【通常パターン】 データ連携方式概要図 接種対象者の登録

- 情報連携のため、自治体は、予予・請求システムへ本事務に係る対象者のマイナンバーを含む対象者情報の紐付け及び登録を行う。（LGWAN回線（閉域網）を経由）
- 予予・請求システムは、医療保険者等向け中間サーバーに対してマイナンバーを連携してPMHキーの採番処理を依頼し、医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーを採番してマイナンバーと共に予予・請求システムに回答し、予予・請求システムは回答されたPMHキーを内部に格納する。
- 医療保険者等向け中間サーバーは、PMHキーと紐付番号を紐付けて、オンライン資格確認等システムへ連携する。
- オンライン資格確認等システムは、紐付番号をキーにマイナポータルとオンライン資格確認等システムで共有する識別子であるオン資仮名識別子とPMHキーを紐付けて、マイナポータルに連携する。
- マイナポータルは、新たに予予・請求システムとマイナポータルで共有する識別子であるPMH仮名識別子を生成し、PMHキーと紐付けて、予予・請求システムに連携する。（連携後、マイナポータル上からPMHキーは削除される。）以降、マイナポータルと予予・請求システムが連携可能となる。



【通常パターン】 データ連携方式概要図 勧奨通知

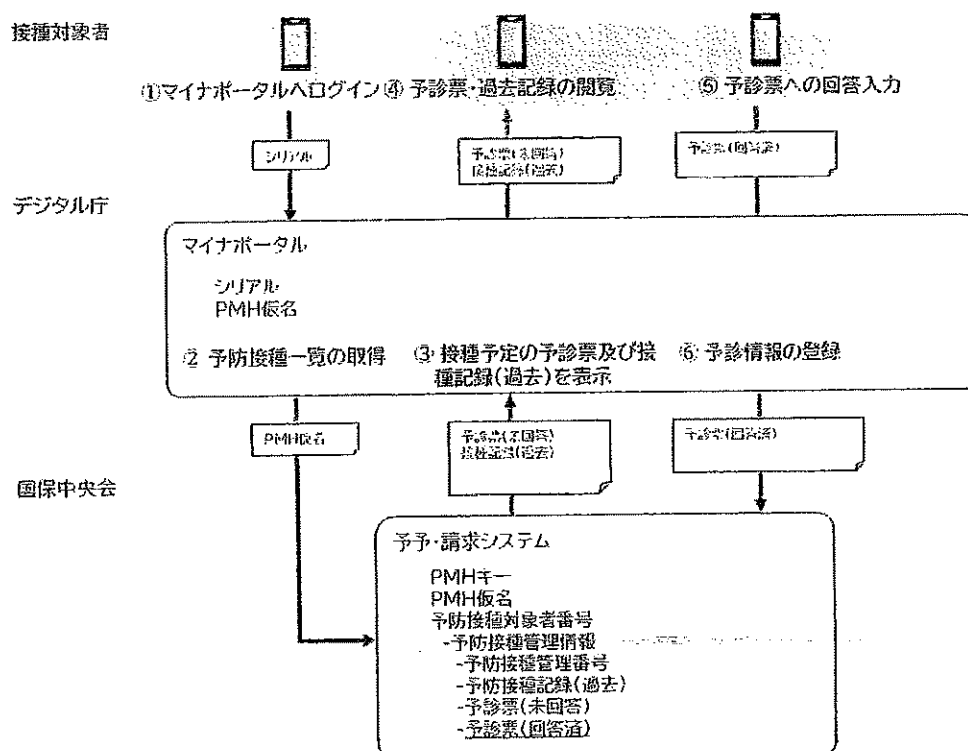
- 予予・請求システムは、マイナポータル経由で住民向けの通知を行うため、PMH仮名識別子と通知情報を省庁連携システムへ連携する。
- マイナポータルは、省庁連携システムより連携されたPMH仮名識別子とお知らせ内容を基に接種対象者に通知を行う。



29

【通常パターン】 データ連携方式概要図 予診票の登録

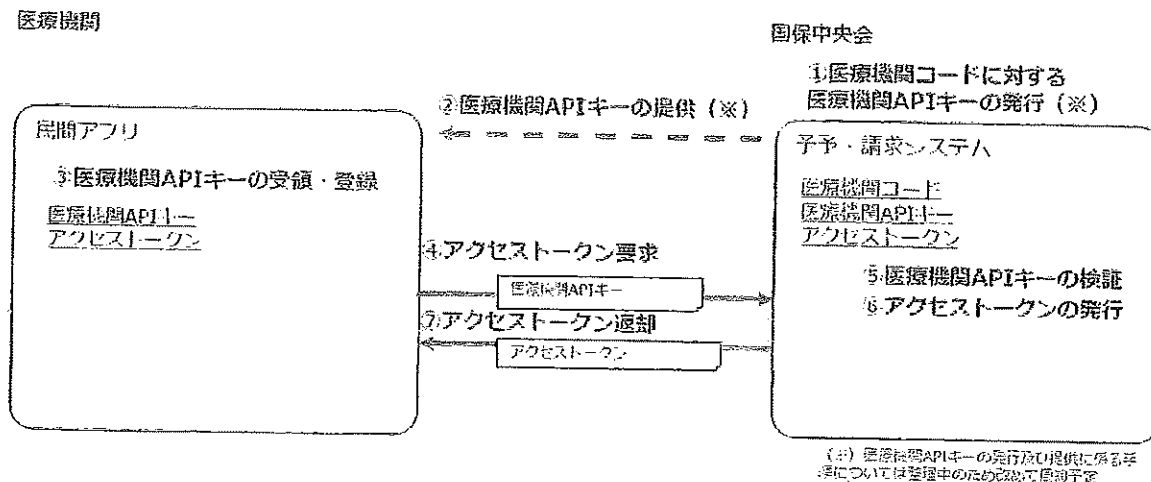
- 住民は、マイナポータルにて予診票の事前入力、接種記録（過去）の閲覧を行う。
- マイナポータルは、PMH仮名識別子を基に予予・請求システムから取得した情報をマイナポータル画面に表示する。



30

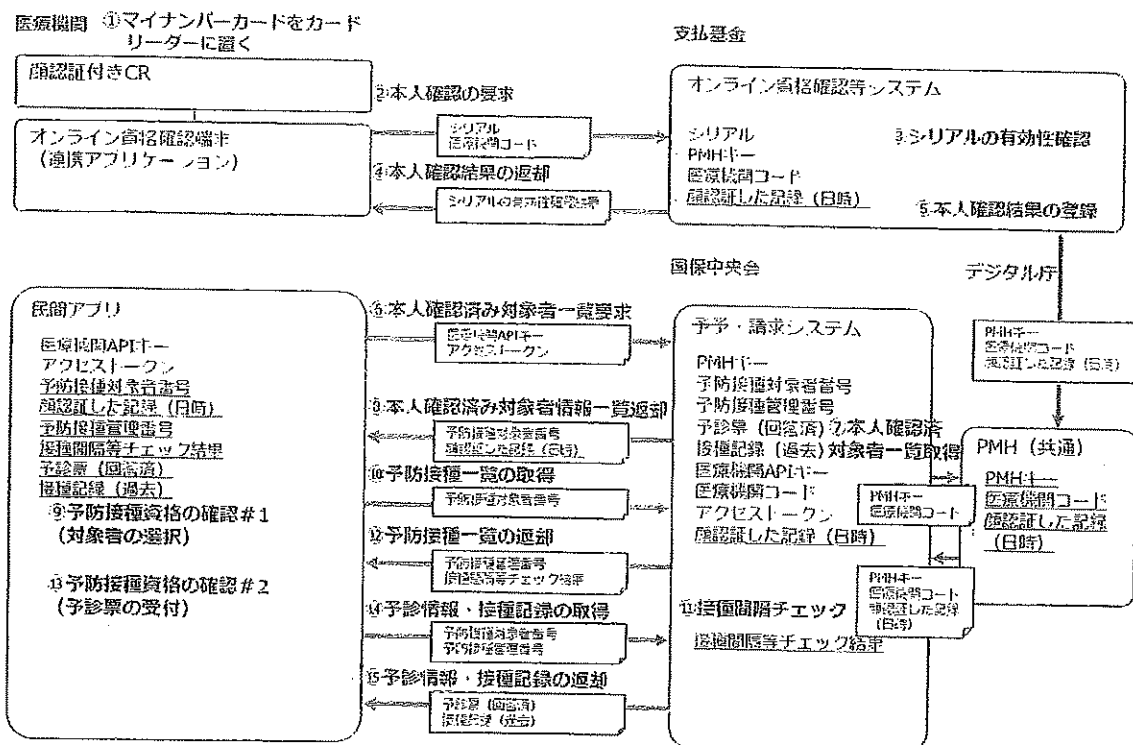
事前セットアップ（民間アプリ）（1/3）

- ※ 民間アプリは、利用開始に当たり、予予・請求システムにて発行した医療機関APIキーが必要となる。



本人確認～接種記録登録（民間アプリ）（2／3）

- 顔認証付きCRによる本人確認結果（顔認証した記録（日時））を予予・請求システムへ連携する。
- 医療機関は、民間アプリ（タブレット等）を利用し、デジタル予診票入力時に住民から本人同意を得た上で、マイナポータルから予予・請求システムに事前入力された予診票及び接種記録（過去）の閲覧・取得・入力を行う。



【通常パターン】
データ連携方式概要図 本人確認～接種記録登録（民間アプリ）（3 / 3）

- 医療機関は、民間アプリ（タブレット等）を利用し、デジタル予診票入力時に住民から本人同意を得た上で、マイナポータルから予予・請求システムに事前入力された予診票及び接種記録（過去）の閲覧・取得・入力を行う。

医療機関

国保中央会

